

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

平成31年3月5日（火）午前10時30分開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項
 - (1) 議案第5号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (2) 議案第6号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (3) 議案第7号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (4) 議案第8号 平成30年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (5) 議案第9号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
4. 閉 会

○出席委員（12名）

| | | | |
|-----------|-----|---------|------|
| 小 森 谷 幸 雄 | 委員長 | 市 川 初 江 | 副委員長 |
| 小 林 武 雄 | 委員 | 針ヶ谷 稔 也 | 委員 |
| 本 間 清 | 委員 | 亀 井 伝 吉 | 委員 |
| 島 田 麻 紀 | 委員 | 荒 井 英 世 | 委員 |
| 今 村 好 市 | 委員 | 延 山 宗 一 | 委員 |

黒 野 一 郎 委員 青 木 秀 夫 委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|---------|---------------------|---|
| 栗 原 | 実 町 | 長 |
| 中 里 重 | 義 副 町 | 長 |
| 鈴 木 | 優 教 育 | 長 |
| 落 合 | 均 総 務 課 | 長 |
| 根 岸 光 | 男 企 画 財 政 課 | 長 |
| 峯 崎 | 浩 税 務 課 | 長 |
| 山 口 秀 | 雄 住 民 環 境 課 | 長 |
| 橋 本 宏 | 海 福 祉 課 | 長 |
| 小 野 寺 雅 | 明 健 康 介 護 課 | 長 |
| 伊 藤 良 | 昭 産 業 振 興 課 | 長 |
| 高 瀬 利 | 之 都 市 建 設 課 | 長 |
| 多 田 | 孝 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 | 長 |
| 小 野 田 博 | 基 教 育 委 員 会 長 事 務 局 | |
| 伊 藤 良 | 昭 農 業 委 員 会 長 事 務 局 | |

○職務のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 小 林 桂 樹 | 事 務 局 長 |
| 川 野 辺 晴 男 | 庶 務 議 事 係 長 |
| 福 知 光 徳 | 行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記 |

開 会 (午前10時30分)

○開会の宣告

○小林桂樹事務局長 それでは、ただいまから予算決算常任委員会を開会いたします。

○委員長挨拶

○小林桂樹事務局長 開会に当たり、小森谷委員長よりご挨拶をいただきます。

○小森谷幸雄委員長 お疲れさまでございます。先ほど本会議において本委員会に付託されました補正予算関係議案について審査を行います。委員及び執行部の皆様、よろしくお願い申し上げます。

なお、各委員からの質問は、慣例により行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小林桂樹事務局長 それでは、審査事項になりますが、ではここからは小森谷委員長によって進行をお願いいたします。

○議案第5号 平成30年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について

議案第6号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第7号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第8号 平成30年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第9号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○小森谷幸雄委員長 それでは、本委員会に付託されました補正予算関係の5議案について審査を行います。

初めに、議案第5号 平成30年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それでは、よろしくお願い致します。

説明に入る前に訂正とおわびをさせていただきます。各委員の机の上に置かせていただきました5ページ、一般会計のデータの5ページでありますけれども、第3表、債務負担行為補正であります。その数字が間違っておりましたので、修正をさせていただきたいと思いますが、5ページの追加と上に2段ありますが、その限度額です。限度額の合計が8,865万5,000円となっておりますが、それが間違いでありまして、7,965万5,000円が正しい数字であります。訂正をしておわびをさせていただきます。よろしくお願い致します。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。議案第5号 平成30年度板倉町一般会計補正予算(第4号)についてご説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,951万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,522万1,000円とするものであります。

2ページ、3ページにつきましては、町長の提案理由のとおりでありますので、省略させていただきます。

4ページをごらんください。第2表、繰越明許費補正です。4款1項保健衛生費、事業名、保健センター空調改修事業350万円の繰り越しです。改修方法の変更などにより、完成が4月見込みになるための繰り越しであります。

次に、9款1項消防費、洪水避難整備事業698万円の繰り越しです。飯野地区洪水避難地の天端の芝張りが翌年度になるためであります。

次に、10款2項小学校費、西小学校ブロック塀等安全対策事業480万円、同じく10款3項中学校費、板倉中学校ブロック塀等安全対策事業250万円の繰り越しです。工事実施を夏休み期間中に計画しているための繰り越しです。

以上、4事業合計1,778万円を翌年度へ繰り越すものであります。

次のページをごらんください。第3表、債務負担行為補正です。初めに、渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団の関係であります。その財団の歳入に係る損失補償でございますが、平成31年度を期間として7,865万5,000円を限度として債務負担を補正するものであります。アクリメーション振興財団につきましては、現在約28億円の借入金がありますが、板倉町分としてそのうち2.8%を損失補償するものであります。

次に、板倉町役場庁舎特定建築物環境衛生管理業務委託料、平成31年度を期間として100万円を限度とした計上です。新庁舎は、建物面積3,000平方メートル以上であり、建築基準法の特定建築物となります。建築物環境衛生管理基準に基づき、空調設備、給水設備、排水設備などを定期的に点検や測定が必要であります。その業務の委託料100万円を計上するものであります。

また、その下の枠、変更で、小学校スクールバス運行管理委託料は、限度額を2億7,000万円から1億5,950万円に変更するものです。業者の選定が済み、委託料が変更になったことによる減額補正であります。

次のページをごらんください。第4表地方債補正です。年度末各事業費の確定等により、地方債を補正するものであります。初めに、追加で学校教育施設等整備事業債、ブロック塀等安全対策事業であります。西小、板中のブロック塀・安全対策工事を補正計上したことによる追加で、340万円を限度額とする追加補正です。

次に、変更ですが、一般事業債、庁舎建設事業からずっと下へ行きまして、次のページの7ページの緊急防災・減債事業債（洪水避難タワー整備事業）までの9つの地方債につきましては、それぞれ事業費の確定見込みによる限度額の変更となります。

次に、7ページの下3段であります。廃止です。公共事業等債（県営頭沼地区水路整備事業）と、その下、公共事業等債（農業水路等長寿命化・防災減災事業細谷地区）は、該当する起債の内容が変更となり、交付税措置がないため、起債しないことにしたための廃止であります。また、その下、3段目、防災対策事業債（保健センター空調改修事業）が改修方法の変更により、起債対象外となったための廃止であります。

次のページ、8ページをごらんください。8ページ、9ページは歳入歳出予算補正事項別明細書の総括表になりますので、省略をし、10ページから説明をさせていただきます。10ページをお願いします。歳入であります。今回の補正につきましては、年度末ということで、実績見込みあるいは額の確定による減額が多くなっております。

初めに、歳入であります。歳出の額の補正に伴うものが多くありますので、歳入については金額の大きい事項のみ説明をさせていただきます。

初めに、12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、広域入所児童受託負担金300万円の追加です。町外からの受け入れ実績に基づく補正であります。

同じく3目農林水産業費負担金、県営頭沼地区水路整備事業負担金412万5,000円の減額であります。これ

については、呂樂土地改良区分を直接県に納付することになったためであります。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節の障害者福祉費負担金、障害者自立支援給付費負担金700万円の追加であります。歳出の増額補正に伴うものであります。

次に、3節児童福祉費負担金、児童手当負担金693万7,000円の減額、次に子どものための教育・保育給付費負担金1,180万円の減額、ともに実績見込みにより、歳出の減額補正に伴うものであります。

次に、4節保険基盤安定負担金212万7,000円の追加であります。実績見込みにより、歳出の増額補正に伴うものであります。

1つ飛ばしまして、11ページをお願いします。11ページ、節で3段目になりますが、3目衛生費国庫補助金、2節の環境衛生費補助金、浄化槽設置整備事業費交付金207万4,000円の減額であります。歳出の減額に伴うものであります。

次に、4目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金であります。防災・安全交付金（橋梁長寿命化）146万5,000円の減額であります。補助金交付額決定によるものであります。

同じく2節住宅費補助金、そのこの2つ目であります。住宅・建築物耐震改修事業補助金（木造住宅耐震改修促進事業）110万9,000円の減額であります。実績見込みによる歳出の減額に伴うものであります。

次に、5目教育費国庫補助金、1節の教育費補助金、ブロック塀対応臨時特例交付金178万3,000円の追加であります。国の臨時特例給付金であります。

次のページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節の障害者福祉費負担金、障害者自立支援給付費負担金350万円の追加であります。実績見込みによる歳出の増額に伴うものであります。

3節児童福祉費負担金、児童手当負担金147万6,000円の減額、また子どものための教育・保育給付費負担金590万円の減額、ともに実績見込みによる歳出の減額に伴うものであります。

4節保険基盤安定負担金、上のほうですが、国民健康保険基盤安定負担金381万5,000円の追加です。実績見込みによる歳出増減に伴うものであります。

2つ飛びまして、下の枠、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、4節の児童福祉費補助金、上の欄ですが、子どものための教育・保育給付費補助金（地方単独）です。140万円の減額です。実績見込みによる歳出の減額に伴うものであります。

少し飛びまして、13ページをお願いいたします。3目衛生費県補助金、2節環境衛生費補助金、浄化槽設置整備事業費補助金217万2,000円の減額であります。これについても実績見込みによる歳出の減額に伴うものであります。

次に、4目農林水産業費県補助金、1節の農業委員会費補助金、農地集積集約化対策事業費補助金356万2,000円の減額であります。実績見込みによる歳出の減額に伴うものであります。

少し飛びまして、14ページをお願いします。17款寄附金、第1項寄附金、1目一般寄附金、一般寄附金（ふるさと納税）関係で、472万円の追加です。また、一般寄附金100万円の追加であります。実績による追加であります。

2目指定寄附金であります。同じく指定寄附金、ふるさと納税関係で298万4,000円の追加、また指定寄附金で25万円の追加、これも実績によるものであります。

次に、18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目後期高齢者医療特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計繰入金145万5,000円の追加であります。前年度決算確定に伴う精算であります。

次に、18款繰入金、基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金1億6,032万5,000円の減額であります。歳出総額の減額に伴い、繰り入れが不用になったためであります。

2目減債基金繰入金、これについては3,000万円の減額です。歳出総額の減額に伴い、繰り入れが不用になったためであります。

次のページ、15ページをお願いいたします。3目ふるさとづくり事業基金繰入金3,534万6,000円の減額、またその下の4目公共施設等整備維持基金繰入金700万円の減額です。ともに対象となる事業費の減額に伴うものであります。

真ん中、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金であります。前年度の繰越金1億3,826万6,000円の追加であります。前年度決算による繰越金の未計上分の追加であります。

20款諸収入、5款雑入、3目雑入であります。真ん中です。過年度新規就農定着促進事業費補助金返還金300万円の減額です。これについては、一般会計を通さなくなつての処理となったためであります。

次のページをごらんください。16ページ、17ページにつきましては、町債の関係です。先ほど6ページ、7ページで、第4表、地方債補正のとおりでありますので、この点については説明を省略させていただきます。

18ページをお開きください。ここから歳出になります。初めに、職員人件費関係については、全体で930万円の減額となっております。個別の説明は省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、失礼しました。これについては人件費関係ですので、省略させていただきます。5目財産管理費、18節備品購入費、公用車管理事業、公用車購入費であります。140万円の減額です。公用車の数を減らすために購入を取りやめたものであります。

13目交通対策費、19節負担金、補助及び交付金、路線バス運行事業、路線バス運行費負担金81万8,000円の減額であります。人件費削減による負担金の減額です。

次に、15目ふるさとづくり費、ふるさと納税事業関係であります。81万4,000円の追加であります。消耗品として60万円の追加、これについては返礼品の費用、また役務費でクレジットカード決済手数料あるいはふるさと納税事務支援サービス委託料ということで、それぞれ5万2,000円、16万2,000円を追加しているものであります。

次に、住宅用太陽光発電システム設置補助事業100万円の減額です。申請件数の減少見込みによる減額であります。

次のページ、19ページをお願いします。同じく15目ふるさとづくり費、産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業1,422万3,000円の減額であります。これについても事業費確定による減額であります。

17目庁舎建設費、庁舎建設事業の備品購入費4,000万円の減額であります。入札結果による減額であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節の繰出金です。国民健康保険特別会計繰出金515万7,000円の追加であります。

次に、2目高齢者福祉費、社会参加促進・生きがい活動推進事業55万7,000円の減額、また次のページの

介護慰労金支給事業24万円の減額であります。それぞれ人数の確定による減額であります。20ページのその介護慰労金の下、介護保険特別会計繰出金57万7,000円の減額であります。繰出金の確定による減額であります。

3目障害者福祉費、障害介護給付費1,401万円の追加であります。利用者増による不足見込みのためであります。

4目福祉医療費、13節の委託料、福祉医療費支給事業20万円の追加であります。これも不足見込みのためであります。

5目後期高齢者医療費、後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分）ですが、これについても確定によるものであります。

21ページをごらんください。1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業114万5,000円の減額です。支給対象者の減によるものです。また、学童保育整備運営委託事業209万円の減額ですが、児童数減による数カ所の合同保育実施によるものであります。

次に、2目児童措置費、一番上の事業、子どものための教育・保育給付事業（2号・3号）であります。1,758万円の減額であります。保育園関係の事業費確定による減額です。

次の丸の事業、民間保育所等補助事業28万2,000円の追加であります。これについては民間保育所の利用者数の確定による追加であります。

次のページ、22ページをお願いします。同じく2目児童措置費、児童手当支給事業（手当費）ですが、1,154万5,000円の減額であります。支給見込みによる減額であります。

次の3目保育園費については、人件費関係でありますので、省略をさせていただきます。

次、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、養育医療費支給事業であります。16万円の追加です。不足見込みのための追加です。

2目予防費、産後ケア事業委託料52万5,000円の追加です。利用者増の見込みによる追加であります。

次のページ、23ページをお願いします。3目環境衛生費、19節の負担金、補助及び交付金であります。合併処理浄化槽設置費補助事業414万8,000円の減額であります。設置数の減少見込みによる減額であります。

次、浄化槽エコ補助金事業であります。130万円の減額です。設置数減少見込みによる減額であります。

次、火葬費補助事業60万円の追加であります。死亡者数の増加見込みのための追加であります。

4目保健センター費、保健センター空調改修事業400万円の減額であります。これについては、改修方法変更による減額であります。

次、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費であります。資源化センター管理運営事業、光熱水費300万円の減額であります。使用料の減少による減額であります。

次のページ、24ページをお願いします。2目塵芥処理費のごみ広域処理事業459万7,000円の減額、館林衛生施設組合の負担金、またその下、3目のし尿処理費、同じく館林衛生施設組合の負担金ですが、それぞれ459万7,000円と281万4,000円の減額であります。組合負担金確定による減額となります。

次、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、農用地利用集積促進事業、認定農業者農用地利用集積促進奨励金76万3,000円の減額です。農地の貸借が少なかったための減額であります。

次、3目農業振興費、担い手育成・就農支援事業、過年度新規就農定着促進事業補助金返還金300万円の

減額です。一般会計を通さないこととなったためであります。

5目農地費、邑楽東部第一排水機場維持管理事業、人件費200万円の減額であります。これについては、職員手当等ではありますが、排水機場の運転実績がほとんどなくなったための減額であります。

25ページをお願いします。同じく5目農地費、一番上の事業であります。県営五箇谷地区ほ場整備事業の負担金ではありますが、500万円の減額です。今年度実施規模が縮小したための減額です。

次に、県営城沼水路地区整備事業、県営城沼水路土地改良事業負担金1,210万3,000円の追加です。国の補正予算による繰り上げ実施のための追加です。

次に、県営頭沼地区水路整備事業水路整備負担金192万円の減額です。邑楽土地改良分は直接県に支払うこととなったためであります。

次に、農地中間管理事業356万2,000円の減額です。機構集積協力金ではありますが、農地の貸借が少なくなったためであります。

次に、6目農村環境整備費、有害鳥獣駆除事業で、捕獲奨励金3万円の追加です。これについても実績による追加です。

次のページ、26ページをお願いします。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、2つ目の事業、管理一般経費、タイヤショベル購入費であります270万円の減額です。これについては、資源化センターで利用していたものを修理して、使用できることになったため、購入しないこととしたための減額であります。

次に、4項都市計画費の3目下水道費、下水道事業特別会計繰出金273万6,000円の減額であります。繰越金増額補正に伴う減額であります。

次に、5項住宅費、1目住宅管理費、木造住宅耐震改修促進事業221万8,000円の減額です。申請がなかったための減額であります。

次のページをお願いします。アスベスト対策促進事業、民間建築物アスベスト含有調査事業補助金50万円の減額です。申請がなかったための減額であります。

9款消防費、1項消防費、1目から3目については、それぞれ常備消防費、非常備消防費、3目の施設費ですが、それぞれ前年度決算剰余金繰り入れによる負担金の減額であります。

次のページをお願いします。9款消防費、1項消防費、4目防災対策費、広域防災情報伝達システム整備事業2,950万円の減額です。これについては、防災ラジオの運用開始が31年度になるため、年度内の委託料が不用になったこと、また工事費及び受信機購入個数確定のための減額であります。

次に、洪水避難タワー整備事業整備工事費ではありますが、663万5,000円の減額であります。これにつきましては、完成による事業費確定であります。

次に、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、子どものための教育・保育給付事業（1号）であります。施設型給付負担金700万円の減額であります。利用者数の減少による減額であります。

29ページをお願いします。10款2項小学校費、3項中学校費のブロック塀等安全対策事業は、国の補助金による交付金を活用して実施するための計上ではありますが、先ほど説明したとおり、全額を繰り越すこととなります。

2項の小学校費については、西小学校ブロック塀等安全対策事業で480万円の追加、また下の3項の中学校費については250万円の追加ということになります。

30ページをお願いします。5目中央公民館費、中央公民館管理運営事業、光熱水費100万円の減額であります。使用料減のためであります。

12款公債費、1項公債費、1目元金、長期債償還元金27万9,000円の追加です。利率見直しに伴う増加であります。

また、2目の利子につきましては、長期債償還利子ということで、378万8,000円の減額です。これについては、利率の見直し、また庁舎の完成オープンに伴いまして、一般事業債の借り入れが遅くなったためであります。

次のページ、31ページをお願いします。地方債の現在高の見込みに関する調書であります。先ほど説明した第4表、地方債補正を整理したものでありますので、省略させていただきます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、採択いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

延山委員。

○延山宗一委員 延山です。29ページの学校管理費についてお伺いをしたいと思います。

繰越明許ということで、西小のブロック塀安全対策については繰り越しをし、今年度ということの説明があったような状況で、これによりますと480万円追加ということで確立されたということなのです。全体計画の中で今後は進めていかれるのかと。当然31年度事業の中で、またこのブロック塀の対応については非常に重要な課題として予算どりがなされるということなのですから、この補正についてのここまでの現在の状況を説明いただきたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 それでは、延山委員さんの質問にお答えを申し上げたいと思います。

今、29ページ、西小の関係の480万円ということでございますけれども、その下の中学校費も同じでございます。板倉中学校のブロック塀の関係の250万円をかけさせていただいて、安全対策をしていきたいというふうに考えております。

また、町内の全体的なブロックの安全対策ということでございますけれども、町内の全部の小中学校でございますが、そこにつきましては、この西小学校、板中、そのほかに東小学校でこれはボールの的当て、これが危険箇所ということで指摘をされております。

それと、南小学校につきましては、プールです。プールのブロック塀、それと南小学校の西の南側です。そこを、県道と体育館のところにブロック塀があるのですけれども、そこも対象ということになっております。

それと、北小学校についてのプールということで、以上全部でこの補正に合わせて7カ所、西小学校については校庭の南側とプールで2カ所です。板倉中学校で1カ所、東小学校で1カ所、南小学校でブロック塀とプールで2カ所、北小学校でプールで1カ所ということで、合計7つのブロックが危険箇所ということになっておりますけれども、これにつきましては、この事業を31年度に繰り越しをさせていただいて、事業を

させていただく。

それと、東小学校の的当て、これにつきましては今年度中に予算の中でやっていきたいというふうに思っております。

それと、南小学校の校庭の南の西のほうのブロック塀につきましても、これにつきましても今年度中にやらせていただいて、残るのが北小のプールと南小のプールということになります。この辺につきましては、安全対策を講じさせていただきまして、そのブロック塀の近くに近寄らないようにさせまして、その辺対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 今回箇所が発表されたのですが、当然必要な場所を調査をした中で、町に危険な場所ということが出てくるかなと思うのですが、全てを例えば、取り壊しもしくは補強するというようなことになってくるのかなと思うのです。その設計なり、管理ということについては。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 まず、西小学校の今回補正に上げてあるものからご説明申し上げたいと思うのですが、西小学校の校庭南側、これの改修につきましては、控え壁というのが22カ所つくらせていただき、それで安全を確保したいということです。

それと、プールにつきましては、ブロック塀を撤去いたしまして、そこへフェンスに架け替えるということ、それとあの水回りのところの水道のところがありますので、そっちの改修も含めましてしていきたいというふうに思っております。

板倉中学校につきましては、これは校舎の北側、元プールがあったあたりなのですけれども、そこにつきましては、ブロック塀を撤去して、フェンスの架け替えと、あの東側のほうが校庭に町道側ですか、そちらがフェンスになっていますので、それに合わせてフェンスのように架け替えをしたいということです。

東小の的当てにつきましては、もう撤去するだけですので、それは撤去をして整地をします。

それで、南小の校庭の南西側につきましては、控え壁を設置するというので改修をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 小学校と中学校と関連している。中学校の北側に先ほどプール際と言っていましたよね。あの駐輪場のところ、あそこ。

○小野田博基教育委員会事務局長 駐輪場ではなくて、プールがある東のほうです。

○延山宗一委員 東側ね。

○小野田博基教育委員会事務局長 はい。

○延山宗一委員 そうすると当然下側のほう、かなり面積というか、メーターは長いメーターでブロック塀になっているのですけれども、そこについては安全だというふうなことが出ているのですか。

○小野田博基教育委員会事務局長 はい、そうです。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 そちらにつきましては、控え壁が普通に入っていますので、そちらは大丈夫ということ、ただ老朽化している部分もありますので、行く行くは改修してやらなければならないかなというふうには考えておりますけれども、そちらは一応建築基準法につきましては、クリアしているということでございます。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 中学校のほうについては、この関係について、設計監理費ということについては補正にも入っていないのですけれども、それは必要ないということなのですか。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 そちらに板中につきましては、控え壁を設置するだけですので、そちらについては設計監理を設けずにやらせていただきたいと。西小学校のほうにつきましては、設計監理費50万円計上させてもらってはいますけれども、水回りもありますので、そちらの設計のほうも含まれますので、そちらのほうに難しい設計になりますので、水回りの関係を含めた中でということで、小学校のほうには設計監理を入れさせてもらっております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○延山宗一委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 針ヶ谷です。お願いします。

ページまたぎにはなってしまうのですけれども、子ども関係の給付金、補助金でほとんど減額になっておるのかなと思うのですが、近々の平成30年度の出生児の数と、あと今回予算を立てたときの見込みと実数、その差がどれくらいあるのかということと、31年度予算に対しては、30年度と見込み数を変えるのか変えないのか、その辺をお答えいただければと思います。

○小森谷幸雄委員長 橋本福祉課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長 失礼します。ただいまのご質問なのですけれども、項目によってかなり算定方式が変わってきますので、どの辺を具体的に見て。

○針ヶ谷稔也委員 算定、どうしますか。児童関係、子ども関係、多岐にわたっているので、全部聞きたいというのは聞きたいのですけれども、とりあえずでは30年度の近々の出生数と、あと見込み数を30年度の予算から31年度の予算で見込み数、該当する課のほうで変更するのか、しないのか。

○橋本宏海福祉課長 30年度は2月28日までで47名の出生です。これにつきましては、やはり減少傾向がありますので、新たな予算を設定するときには、そういったものも加味した形の中で設定していくような形になろうかと思っております。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 少子化に対しては、多方面から施策をとっているわけですが、では31年度についてはほとんどの課で想定数を減らしていくような考え方なのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 橋本福祉課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長 はい、そのような形であくまで、先ほど申し上げましたように、いろんな項目によって算定の仕方だとか、例えば保育園の給付金なんかですと、やはり個々の施設がどれだけの人数規模でだとか、細かな積算もありますので、単純に出生数だけでできないところもあります。ただ、ベースになる出生数については、ある程度経年的な変化も考慮した中で個々に積算をしていくというような形になるかと思っています。

○針ヶ谷稔也委員 はい、わかりました。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○針ヶ谷稔也委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますでしょうか。

荒井委員。

○荒井英世委員 22ページ、産後ケア事業とありますけれども、これは先ほど説明で52万5,000円の追加という形ですが、内容としましては利用者が増えているということなのですが、その辺の状況をちょっと詳しくお願いします。

○小森谷幸雄委員長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 お世話になります。

今回の増額の一番の理由といたしましては、昨年度までは年間通して30回は5町の割り当ての中で板倉町が30回という割り当てだったのですが、今後週2回に増やしまして、60回になりまして、当初予算の段階ではまだ決まっていなかったもので、30回分の予算をとってあったのですが、それが結果的に60回使えるようになったということで、週2回になったという使いやすさもありまして、今50回を超える利用者があって、66回分の、60回を超えてもほかのところが使わない場合は、さらにプラスもできるということで、66回分ということで補正をさせていただいております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、利用者は変わらないのだけれども、回数で要するに倍になったわけで、要するに年に60回ですか、それが増えたわけで、結局追加補正ということですね。

○小野寺雅明健康介護課長 はい。

○荒井英世委員 やはりこの産後ケア事業というのは、子育て支援政策としては、本当に重要な政策ですので、そうしますと来年度の予算の中でもやはり年の60回の回数でやるということですか。

○小野寺雅明健康介護課長 はい。

○荒井英世委員 はい、わかりました。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○荒井英世委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますでしょうか。

青木委員。

○青木秀夫委員 5ページの債務負担行為の渡良瀬遊水地アクリメーション財団の債務にかかる補償のこの内容についてちょっと確認したいのですけれども、これはアクリメーション財団、先ほどの説明ですと、これはまだ28億円の投資額の残が残っているということなのではないでしょうか。そのうちの板倉の負担分が2.8%があるということで、この投資額の返済財源というのは、これはどういう形でされているのですか。それをこの債務負担行為としてあるわけで、このこれは31年度分と言いますけれども、その残額の返済というか、期間は何年度ぐらいまでで済むような計画になっているのですか。

○小森谷幸雄委員長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 これについては、平成30年度現在28億円の借入れ残高があるということです。これにつきましては、この返済につきましては、アクリメーション振興財団でやっているゴルフ場等の利益等で返済をしているというようなことになりまして、このままの年数でいくと相当期間まだまだかかるというような内容にはなっております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうするとこの返済期限というのはないのですか、これ。そうすると、その返済財源はそのゴルフ場の運営費の収益から出ていると。最悪の場合はこのいわゆる債務負担行為、その保証人、何かのときの精算したときに、精算金が発生したときの負担分が幾らかということで、そうすると板倉分がその2.8%、これは28億円ですと言うのですけれども、あれ始まってからもう30年ぐらいたっているのですか、このアクリメーション財団が設置されてから。どのぐらいこれは減ってきているのですか、もとの金額が。

○小森谷幸雄委員長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 平成16年に借入れが始まっているようです。ですので、その辺で整備がされたのだと思いますが、途中、銀行等の返済をなくすようなこともあったようでありまして、減ってはいるのですけれども、まだまだあるということでもあります。ちょっと詳しいことは調べさせていただきます。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 これは、平成16年からか、30年もたっていないのだ、まだ。では。

○根岸光男企画財政課長 ちょっと手元にある資料を見ますと、借入れ先が足利銀行になっておりまして、借入れ年度が16年という今資料があるのですが、ちょっとその前がわからないのですが、ですので、そのあたりから借入れが始まったのかなとは思いますが。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 中里副町長、わかりませんか。

○小森谷幸雄委員長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 今、企画財政課長から申し上げた平成16年というのは、現在まだ償還をし切っていない、要するに借入れのまだ返済が続いている分ですね。それ以前については、私も当時アクリの会議等出ていましたけれども、もう返済が終わっているものについては資料的には我々にも提出されていませんので、具体的には何年度に幾らというのは、古い時期のはちょっとわからないのですけれども、今現在残っている借入金は、一番古いのが平成16年度の借入れということでご理解いただければいいのかなと思います。

ゴルフ場の収益を返済財源に充てているわけですが、そのゴルフ場の収益が計画どおりに上がっていないので、毎年足利銀行と協議をしながら、やはりその返済計画の見直し、見直しを続けています。そういった中で、わずかですが、元金の償還はしております、その元金償還をした残額、借入れ残に対しまして、毎年2.8%の割合で板倉町に損失補償をお願いをしてきているということでもあります。したがって、一応毎年見直しをして、償還の最終年度というのは、その都度出てきますけれども、企画財政課長が申し上げましたとおり、あと何年かかれば償還が終わるかは今のところ見込みが見つからないというのが現状ということでもあります。そんな状況です。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうしますと、それは償還が非常に厳しくて、繰り越し、繰り越し、延び延びになっているということのようなのですけれども、これもアクリメーション財団のその出資者の内訳の一番は国交省なのですか、それとも何かそれとか、栃木県とか、いろいろな出資者がいるのだと思うのですよね。それは足利銀行だとか、東武鉄道だとか、この近隣の自治体とかあるのでしょうか。一番主役というか、メインの出資者はどこなのですか。

○小森谷幸雄委員長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 栃木県が一番大きくなっております。栃木県あるいは東武鉄道になっております。

○青木秀夫委員 足利銀行は。

○根岸光男企画財政課長 足利銀行は金額的にはそれほど多くはありません。栃木県、それと栃木市、それと東武鉄道も金額的には同じような額ですね。

○青木秀夫委員 どのぐらいまでやっているの、栃木県が。

〔「遊水地の面積割」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 では、要するに現在はこのメインの投資額はゴルフ場の建設の借金残っていると。ところが、計画どおりそれが返済できていないので、延び延びで借金は余り減っていないと、予定どおり減らないので、それが繰り越し、繰り越して現在も残っていて、それが今残余28億円、余り年々減っていないということなのでしょう、現実問題としては。だから、何か変なことだと損失補償という言葉があるから、債務負担行為でもう決まってしまうみたいに、もう損失が確定するみたいな表現になっているのです。普通はこれ債務負担行為だから、平成何十年あるいはあと20年以内に返済計画は立っていて、それが負担する行為だということのだけれども、これ保証人で、損失補償みたいなもう話になっているからということは、期限がないからこの31年度で、単年度で表現されてしまっているわけね。ところが、まだまだこれは未解決な問題

で、先延ばししていくということで理解していいわけですね。板倉は2.8%だと、3%ぐらいだということは承知しておけばいいわけですね。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○青木秀夫委員 はい、わかりました。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 私が就任して、前町長にかわって会議に行って、たまげた内容でございました。3人いて、そのとき。それは大きな原因というのは、いわゆる全体、栃木県も群馬県もちろん入っているとおりで、官民も含め。その主な内容は先ほど言った渡良瀬遊水地のゴルフ場を含めた開発費がやはり回収できないということでのマイナスの部分がずっと銀行と相談しては、なせないから待ってくれということで、また借りる。借りて、例えば借りたもので利率を安くして、さらにそのお金を入れて、一応一時返還しているような状況というような形で、私はこういう会議は出たくないということで一応言ってございまして、つい何年前か、3年前か、公益法人から一般社団法人か何かに変わったのですね。理事に万が一の場合は、もう普通の会社と同じような損失の補償のそういったものは個人として背負わなくてはならないというような法律が変わって、この名前が変わったことで、私は要するに個人としては、町長として立てているので、一応試しにちょっと抵抗してみたのです。現在は板倉の私はそういう意味では理事にはなっていないし、手当も一切もらっていないという形にしてあると思うのですけれども、そういう意味では非常に借金がほとんど縮まない中であっても、会議に出席する人は時給で幾らだとか、非常に経理の方向性に対して異議を申し立てて、私も自分に与えられた例えばそういったものについては辞退をするということで送り返して今ございますが、いずれにしても私としては自転車操業的なもの、それを全て栃木県から群馬県、それからもちろん近隣の全ての首長、町が全部言ってみれば債権者というか、になっているわけでありまして、それに対してどの首長も一切ほとんど強い意見で発言しないのです。だから、きっと任せておけばいいぐらいで、全然内容が改善をする方向、その内容が出てこないで、例えば私が提案したのは、28億円のうち一挙に半分ぐらいにまず縮めることはどうかと、その分は理解をさせていただいて、過去に加盟した理由も含めて、時の首長が説明をしながら、でもこれだけの借金を、金利が当然かかってくるわけですからということで、そういった提案もしてございますが、なかなか受け入れていただけない。それで、受け入れていただけないということを私は理事にはならないと、提案をしても、私の経営責任を回避する方法が私には浮かばないので、経営者にはなれないというようなことも含めて、ほかの町村とちょっとある意味では違った対応を当町、私の場合はさせていただきます。

いずれにしても、一番重要なのは、もう既にこういったことの細部の資料を見ますと、いわゆるレストハウスというのですか、ゴルフ場の施設がもう相当老朽化をして、次から次へもう新しくまたお金を投入しないとゴルフ場そのものももう問題になるほどの、だからどうする気だと理事長にも何回も当町、そういうことを言う人が経営しないのです。ちなみに理事長などを見ましたら、理事長は結局はだから国がやはり絡んでいることですから、アクションそのものは、先ほど言ったゴルフ場収入のほかに、職員収入、職員の手当ぐらいはということで、遊水地全体の例えば補修とか、手入れとかという形で国交省から仕事を多少

もらっていて、それで職員の賃金ぐらいは、何となく賄っているような感じなのです。俗に言うその理事長というのは、国交省の過去事務次官とか、いろいろないわゆるそういう方なのです。全部調べてみたら、幾つか兼務しながらこの理事長もやっているのですが、このですから言いかえると、無報酬でやっているのです。要するにその理事長なんかは幾つか、北海道の例えばいわゆる湿地の釧路湿原、あそこの理事長とこちらの理事長を兼務して、給料は向こうからもらっているとか、いろんなだから国も非常に苦勞しながらということの読みは何となく受けるのですけれども、名案が出てきていないということみたいです。だから、私のことに、これはもちろん損失補償でそういった改善の見込みはないから、これだと払ってしまって、もう関係する会議から抜けてしまったほうがいいだろうということも話したこともございますが、なかなかほかの首長も一切何の会議で出てくる。発言なし。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○青木秀夫委員 では、もう一つ。

参考までにこれ足利銀行に恐らく金借りているのだと思うのですけれども、金利どのくらい今ついているのでしょうか。

それと、もう一つ、今、町長の話聞いて、恐らくその理事長は国交省あたりの天下りだと思うのですけれども、給料はでは事業団から取っていないのだね。

それと、もう一つ、板倉町の出資までこの2.8%出資するの、その割合で。そうすると金額どのくらいまで出資しているのか。

○小森谷幸雄委員長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それでは、初めに利率ですけれども、借りたときに金利2.5%でありましたが、現在は1.1%の利率に変更になっております。

当時の出捐団体ということで、板倉町が280万円の出資をしていると、出捐金ですか、280万円になっています。一番多いのが東武鉄道で3,400万円、東武が多いです、栃木県より。次、栃木県が2,180万円というようなことになっています。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると出資金というのは、いわゆる280万円なのですね。それを放棄して退会するというわけにいかないのだ。280万円で、経営責任はあなた方に経営責任があるのだから、東武鉄道とか、今の栃木県とかが主役で経営してきて、責任を負うのは、板倉なんて端っこのほうにいて、何の経営の参加もしていないわけだから、出資金は放棄するよと、だけれども、その残金の債務負担の28億円の残りの金額については、本当は重立った出資者に責任とってもらって精算するというような形がいいのですよね。そうすると一般的に最後はそうなるのだと思うのです。最後はまさか板倉に責任とれなんて言わないでしょう、これは栃木県とか、今言った東武鉄道とか、そういったメインプレーヤーというか、それらの方が恐らく経営責任をとると思うのですけれども、いつまでたってもこれは解決しない問題でしょうから、いつか誰かが提案して精算するしかこれはないのですよね。いいです。結構です。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

議案第5号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について採決を行います。
原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

小野寺健康介護課長。

〔小野寺雅明健康介護課長登壇〕

○小野寺雅明健康介護課長 お世話になります。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第6号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療広域連合納付金の補正でございます。歳入歳出それぞれ653万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,482万6,000円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、町長から提案理由でご説明申し上げましたので、省略をいたします。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。1款1項1目1節現年度特別徴収保険料に437万2,000円の追加、次の2節現年度分普通徴収保険料に184万9,000円を追加するものでございます。こちらは1月末のこの調定に基づく追加でございます。

次に、4款1項2目の保険料基盤安定繰入金から114万円の減額でございます。こちらは繰り入れ額の確定に伴う減額でございます。

次に、5款4項1目1節雑入に54万1,000円を追加でございます。こちらは前年度後期高齢者医療広域連合へ町が負担した事務費が精算により広域連合から返還されるための追加でございます。

次に、7ページをお願いいたします。6款1項1目1節繰越金に91万4,000円の追加でございます。こちらは前年度の一般会計からの事務費繰入金、精算のための追加でございます。

次に、8ページをお願いいたします。歳出でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に508万1,000円の追加でございます。こちらは歳入で追加いたしました保険料、減額しました保険基盤安定繰入金の差額を広域連合に納付するための追加でございます。

次に、3款2項1目28節繰出金に145万5,000円の追加でございます。こちらは歳入で追加しました広域連合からの返還分及び後期高齢者医療特別会計の精算分を一般会計に返還するための繰出金の追加でございます。

以上で細部の説明といたします。よろしくご審議の上、ご採択賜りますようよろしくお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

議案第6号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

小野寺健康介護課長。

〔小野寺雅明健康介護課長登壇〕

○小野寺雅明健康介護課長 引き続きまして、よろしくをお願いいたします。

議案第7号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正の主なものといたしましては、確定に伴います一般会計繰入金、前年度繰越金及び基金積立金等の補正でございます。歳入歳出それぞれ8,256万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,324万円とするものでございます。

先ほどと同様に、2ページから5ページにつきましては、省略をいたします。

6ページをお願いしたいと思います。歳入でございます。6款1項1目1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）に366万8,000円の追加、次の2節です。保険基盤安定繰入金、これは保険者支援分に425万5,000円を追加するものでございます。こちらは繰り入れ額の確定に伴う追加でございます。

次に、3節職員給与費等繰入金から120万円の減額でございます。こちらは産休によります職員1名減による職員人件費の減でございます。

次に、4節出産育児一時金等繰入金から196万円の減額でございます。こちらは実績によります減額でございます。

次に、5節財政安定化支援事業繰入金に21万1,000円の追加、次の6節その他一般会計繰入金、福祉医療ペナルティー分となりますが、こちらも繰り入れ額確定に伴う追加でございます。

次に、7ページをお願いいたします。7款1項2目1節その他繰越金に7,740万3,000円の追加でございます。こちらは前年度繰越金の追加でございます。

次に、8ページをお願いいたします。歳出です。1款1項1目2節給料から120万円の減額でございます。こちらは職員1名減による減額でございます。

次に、2款1項1目一般被保険者療養給付費から385万2,000円の減額、次の2目、退職被保険者等療養給付費に385万2,000円の追加でございます。こちらは退職被保険者等療養給付費が不足しましたので、一般被保険者療養給付費から組み替えるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。2款4項1目出産育児一時金から294万円の減額でございます。こちらは実績によります減額でございます。

次に、7款1項1目1節積立金に8,670万1,000円の追加でございます。こちらは歳入で追加しました一般会計繰入金、前年度繰越金及び出産育児一時金の減額しました保険税分を国民健康保険基金へ積み立てるための追加でございます。

以上で細部の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

議案第7号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 平成30年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について審査を行います。

担当課長からのご説明をお願いいたします。

小野寺健康介護課長。

〔小野寺雅明健康介護課長登壇〕

○小野寺雅明健康介護課長 引き続きよろしくをお願いいたします。

議案第8号 平成30年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものといたしましては、前年度繰越金、介護保険基金繰入金、職員人件費の補正でございます。歳入歳出それぞれ299万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,727万9,000円とするものでございます。

先ほどと同様、2ページから5ページにつきましては、省略をさせていただきまして、6ページをお願いしたいと思います。歳入でございます。3款2項3目地域支援事業交付金から115万5,000円の減額でございます。こちらは歳出の職員人件費を減額することによります国からの交付金を減額するものでございます。

次に、5目保険者機能強化推進交付金に208万1,000円の追加でございます。こちらは平成30年度から高齢者自立支援重度化防止等に関する取り組みを支援するために、新たに国からの交付金でございます。

次に、5款2項2目地域支援事業交付金から57万7,000円の減額でございます。こちらも歳出の職員人件費を減額することによります県からの交付金を減額するものでございます。

次に、6款1項1目1節利子及び配当金に1,000円の追加でございます。こちらは町の介護保険基金利子の追加でございます。

次に、7ページをお願いいたします。7款1項3目地域支援事業繰入金から57万7,000円の減額でございます。こちらも歳出の職員人件費を減額することによります町からの繰入金を減額するものでございます。

次に、7款2項1目1節介護保険基金繰入金から1,093万3,000円の減額でございます。こちらは保険者機

能強化推進交付金及び次の8款1項1目1節繰越金に前年度繰越金を816万1,000円追加によります歳入増及び職員人件費を減額します保険料分の減額による減額ということになっております。

次に、8ページをお願いいたします。4款1項1目25節積立金、介護保険基金利子に1,000円の追加でございます。こちらは歳入で追加しました基金利子を介護保険基金へ積み立てるための追加でございます。

次に、5款3項1目包括的支援事業ですが、職員1名減によります職員人件費の減でございます。

以上で細部の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

議案第8号 平成30年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

担当課長からのご説明をお願いいたします。

山口住民環境課長。

〔山口秀雄住民環境課長登壇〕

○山口秀雄住民環境課長 それでは、議案第9号を説明させていただきます。

平成30年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。こちらにつきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,695万9,000円とするものでございます。

2ページから5ページまでは町長の説明がありましたので、省略させていただきます。

6ページをごらんになっていただきたいと思っております。歳入、4款1項1目一般会計繰入金でございます。273万6,000円の減額でございます。

その下、5款1項1目繰越金、こちらは前年度繰越金が303万6,000円の追加ということでありまして、本来であれば、これがイコール歳入の関係、繰入金に入れかえる、プラス・マイナスとなるのですが、30万円新たな支出ということがありますので、こちらは前年度繰越金303万6,000円に対しまして、一般会計繰入金が273万6,000円の減ということでございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございます。こちらは職員の人件費ということで、30万円の追加ということでございます。

以上でございます。

○小森谷幸雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

議案第9号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算5議案の審査を終了することができました。委員各位の慎重なる審査、また執行部の皆様によるご説明、まことにありがとうございました。

○閉会の宣告

○小森谷幸雄委員長 以上をもちまして予算決算常任委員会を閉会とさせていただきます。

お疲れさまでした。

閉 会 （午前11時54分）